

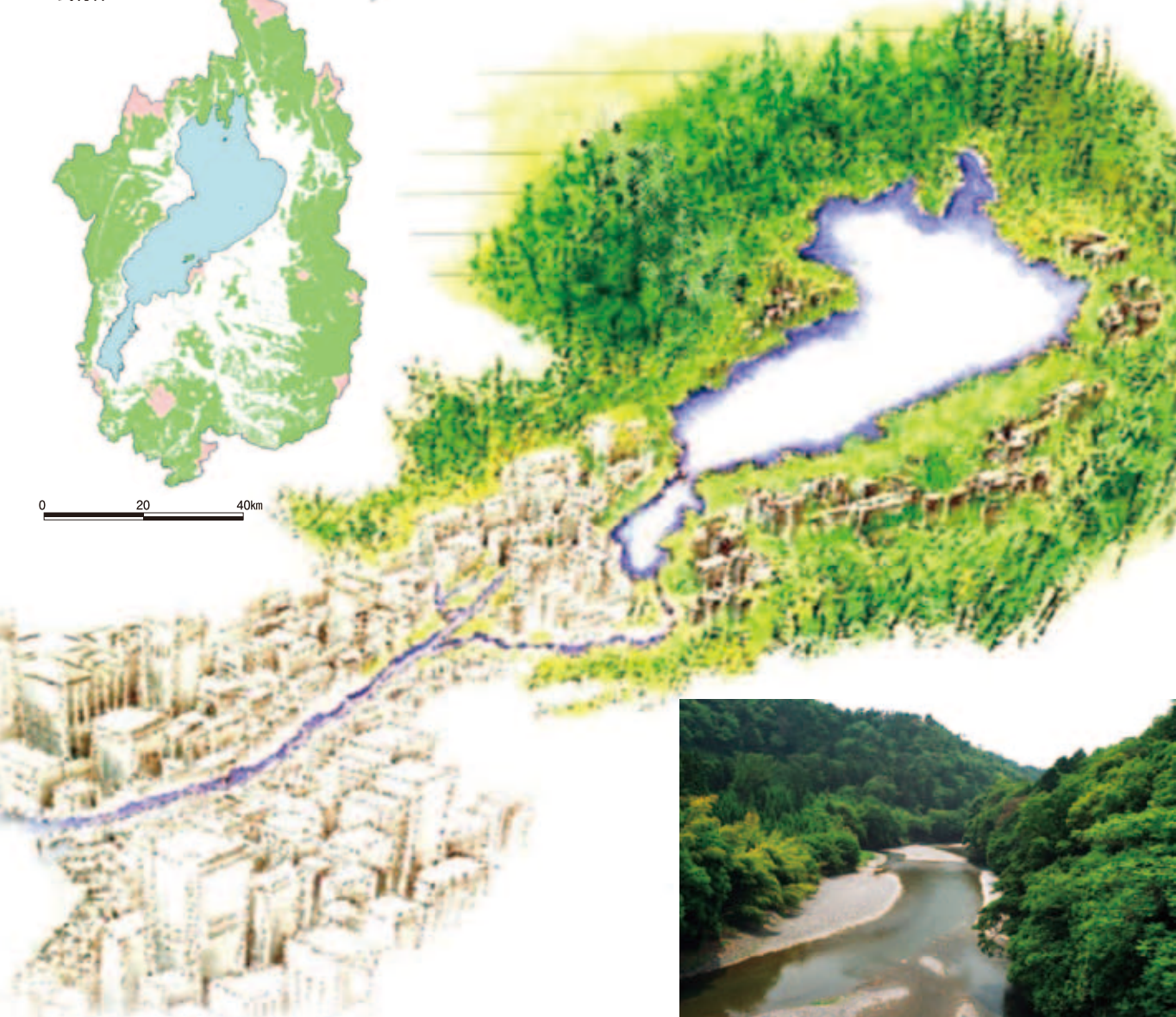
基本計画見直しの趣旨

琵琶湖森林づくり条例の理念を実現するため、施策の総合的かつ計画的な推進を図る基本的な計画として、「琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進」を基本方向とする「琵琶湖森林づくり基本計画」(以下「基本計画」という。)を、平成17年4月に施行しました。現在、平成32年度を計画目標年度として、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に向けた滋賀の森林づくりに取り組んでいるところです。

森林づくりは、長期的な展望に立って着実に進めていく必要がありますが、中期(5年)目標である戦略プロジェクトについては、施行後5年目を目処に、社会経済情勢の変化等にも柔軟に対応していくため見直しを図ることとされています。このため、これまでの5年間の取り組みの成果と課題、および森林吸収源対策や増え続けるシカなどによる被害など、近年の社会情勢の変化を整理し、緊急に対応すべき課題を洗い出し、その解決に向けた施策を実施するため、戦略プロジェクトの見直しを行いました。

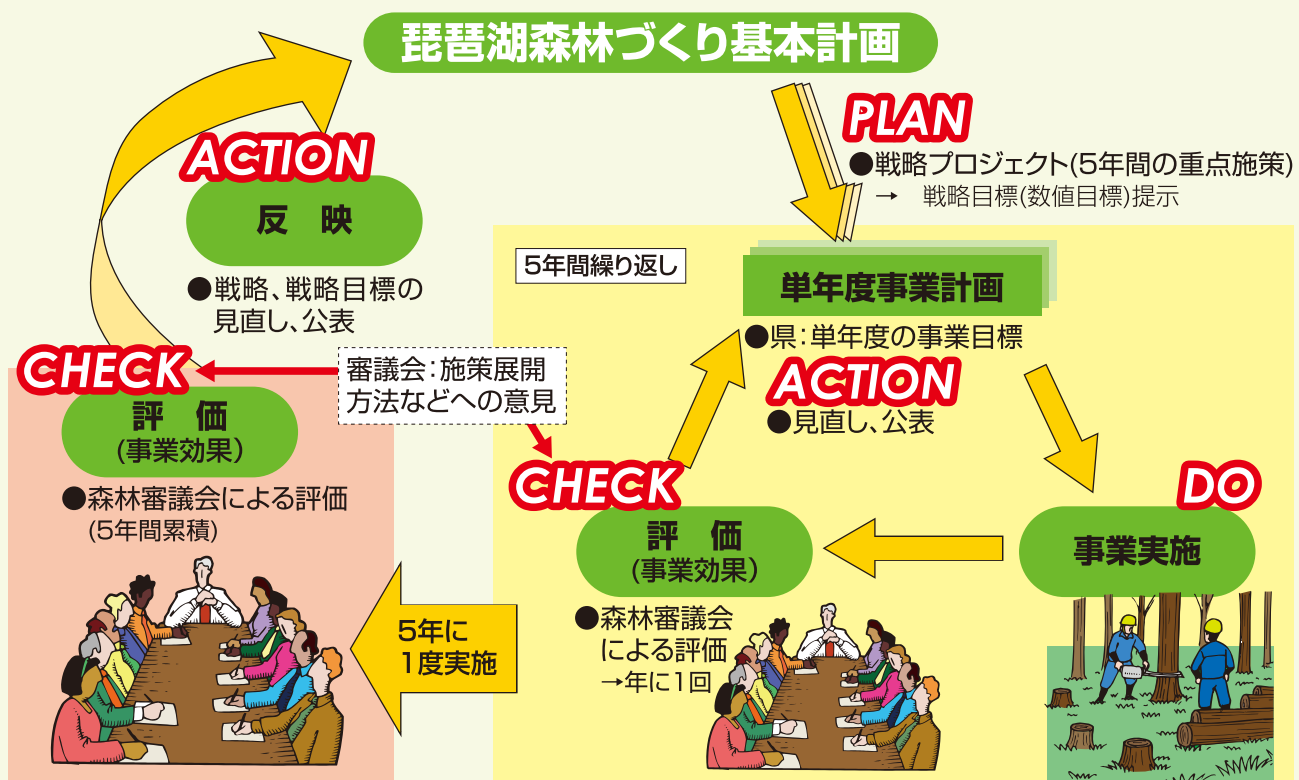
これからも引き続き、緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継いでいけるよう、県民と一体となって森林づくりに取り組みます。

滋賀県森林分布図
 国有林
 民有林



基本計画の推進体制

- 1 財源の確保**
 ○平成18年度より、「琵琶湖森林づくり県民税条例」を施行し、新たな森林づくりを進めていくうえで、その負担について具体的な仕組みを構築。
- 2 進行管理と点検評価**
 ○「計画(PLAN)→実施(DO)→評価(CHECK)→反映(ACTION)」サイクルによる進行管理
 ○毎年度、事業の進行状況を点検し、滋賀県森林審議会が事業の効果や施策の方向性を評価
 ○5年ごとに戦略プロジェクトを見直し



- 3 実施状況の公表**
 ○森林づくりの状況や県の森林づくりに関する施策の実施状況を、県の広報誌やホームページ等を通じて公表

～しがの森林・林業を考える～ **森林と人をつなぐ** “コミュニケーションサイト”
<http://www.pref.shiga.jp/d/mori/>



琵琶湖森林づくり基本計画
 (2005～2020)【概要版】(2010.2改訂)

滋賀県琵琶湖環境部森林政策課
 〒520-8577 大津市京町4丁目1-1
 TEL:077-528-3914
 FAX:077-528-4886
 E-mail: dj00@pref.shiga.lg.jp



琵琶湖森林づくり基本計画

2005～2020

【2010.2改訂】

概要版

滋賀県

琵琶湖森林づくり条例

平成16年4月施行

すべての県民が森林づくりに主体的に参画し、長期的な展望に立ち、その多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て、琵琶湖と人々の暮らしを支えるかけがえのない滋賀の森林を健全な姿で未来に引き継ぐことを決意し、「琵琶湖森林づくり条例」を施行しました。

目的	森林の多面的機能(水源かん養、県土の保全、木材等の供給など森林の有する多面にわたる機能)の持続的発揮	琵琶湖の保全および県民の健康で文化的な生活の確保に寄与
-----------	--	-----------------------------

琵琶湖森林づくり基本計画 (2005～2020)

(2005～2020)

条例の理念の実現に向け、50年、100年先も展望しつつ施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として「琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進」を基本方向とする「琵琶湖森林づくり基本計画」を策定しました。

基本方向	琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ●森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり ●県民全体で支える森林づくり
基本施策	(1)環境に配慮した森林づくりの推進 (2)県民の協働による森林づくりの推進 (3)森林資源の循環利用の促進 (4)次代の森林を支える人づくりの推進

両輪で展開する森林づくり

木材生産を中心とする林業の振興
 間伐等の森林整備、林道などの基盤整備
 林業担い手対策、県産材の利用等
治山等の防災事業・病虫獣害対策

「環境重視」と「県民協働」という
 新たな視点に立つ
琵琶湖森林づくり事業

従来事業で実施

琵琶湖森林づくり県民税を活用して実施